

常総市社会福祉協議会
赤い羽根地域づくり応援成事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、常総市内で市民や団体等が主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金配分金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、常総市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

(助成対象団体)

第3条 助成対象となる団体は、次の各号すべてに該当する団体とする。

- (1) 常総市内に所在がある団体
- (2) 市民を対象に自主的・自発的に地域福祉活動を行う団体
- (3) 共同募金の趣旨について共感し、共同募金運動に積極的に参画、推進する団体

(助成対象事業)

第4条 助成対象となる事業は、前条に定める団体が、常総市内において実施する次の地域福祉活動とする。

- (1) 支援を必要とする方の生活をサポートする活動
- (2) 福祉に対する意識の向上を図る活動
- (3) 社会参加や交流を深める福祉コミュニティづくり活動
- (4) 福祉・ボランティア活動を啓発・育成する活動
- (5) その他、地域の福祉課題解決に取り組む活動

(助成対象外事業)

第5条 次の各号に該当するものは、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とする事業
- (2) 政治・宗教に関する事業
- (3) 国または地方公共団体が設置（自治区会を除く）かつ経営（委託を含む）し、若しくはその責任に属されるとみなされる事業
- (4) 特定の個人的活動又はそれに類する事業
- (5) 他団体への助成を目的とする事業
- (6) 団体を運営するためにかかる人件費及び施設の維持管理費、組織運営費
- (7) 当助成金以外の財源によって実施可能と認められる事業
- (8) 当助成金申請時に終了している事業
- (9) その他、本会会長が不相当と認めるもの

(助成対象経費)

第6条 助成対象となる経費は、「助成対象経費について」(別紙1)に定める経費とする。

(助成金額)

第7条 助成金額は、茨城県共同募金会一般募金配分金の範囲内とする。

2 助成申請額は、1件につき10万円を限度とし、事業費総額の80%以内とする。

(助成申請)

第8条 申請の受付及び審査は、次のとおり3期に分けて実施する。

期間	申請受付期間	審査委員会 開催時期	申請可能な事業の開催時期
第1期	2月1日～28日	3月	4月1日～3月31日
第2期	6月1日～30日	7月	8月1日～3月31日
第3期	11月1日～30日	12月	1月1日～3月31日

2 助成申請する団体は、前項に定める申請期間内に次に掲げる書類を本会会長に提出するものとする。

- (1) 赤い羽根地域づくり応援助成金申請書(様式第1号)
- (2) 申請団体等の活動がわかる書類
- (3) 申請事業の実施がわかる書類
- (4) その他、本会会長が必要と認める書類

3 同一団体が行う申請は、年度1回のみとし、3回を限度とする。4年目以降再び助成を希望する場合は、3年間の実施を評価して交付の可否を決定する。

(審査)

第9条 前条の申請受付期間に提出があったときは、本会事務局が事前審査を行い、審査委員会が、「審査基準について」(別紙2)に定める審査基準により審査を行う。

(審査委員会)

第10条 審査委員会については、別に定める。

(助成決定及び通知)

第11条 本会会長は、審査委員会からの審査結果報告を踏まえ、助成の有無、金額を決定する。

2 本会会長は、助成決定後、助成金審査結果通知書(様式第2号)を申請団体に通知する。

(助成金の交付)

第12条 前条により助成金審査結果通知を受けた団体は、通知書が届いてから7日以内に決定内容について異議がある場合、異議申し立てを行うことができる。

2 本会会長は、審査結果通知後、7日を経過し交付決定について異議申し立てがない場合、速やかに助成金を交付する。

(助成金の取り消し及び返還)

第13条 本会会長は、次の各号に該当するときは、助成決定を取り消し、助成金の全額又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 助成金を申請事業以外に使用したとき
- (2) 事業を実施する見込みがないと認められるとき
- (3) 交付した助成金額に残額が生じたとき
- (4) 申請内容に偽り、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(事業報告)

第14条 申請団体は、事業完了後1か月以内に下記書類を本会に提出する。

- (1) 赤い羽根地域づくり応援助成金報告書(様式第3号)
- (2) 支出のわかる領収書等の写し
- (3) 事業の写真
- (4) その他、本会会長が必要と認める書類

(助成事業の明示)

第15条 助成を受けた団体は、「赤い羽根地域づくり応援助成事業の広報について」(別紙3)に定めるとおり、事業の実施にあたり「赤い羽根共同募金」の助成事業であることを明示するほか、広く周知しなければならない。

(情報の公開)

第16条 地域福祉活動、共同募金運動の啓発のため、助成申請書等に記載された個人情報(申請者住所又は所在地)を除き、必要に応じホームページ等で公開する。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

【別紙1】助成対象経費について

・助成対象経費は、次のとおりとする。

① 助成対象経費

対象経費	内容、使用例
消耗品費・材料費	・チラシ、資料などの用紙代 ・製作物、料理などの材料代 など
謝礼	・講師、出演者などへの謝礼
食糧費	・親睦交流などの事業を実施する際に飲物、食事が必要な場合の経費
印刷製本費	・資料の印刷代、コピー代 ・報告書などの写真プリント代 など
通信費	・チラシ、案内文などの郵送代
備品購入費	・必要な備品の購入（上限5万円）
使用料・賃借料	・会場の使用料、機材のレンタル料 ・バス借り上げ料 など
保険料	・参加者、団体の傷害・賠償保険 など
その他	・事業実施に必要な経費

② 助成対象外経費

対象外経費	内容
団体運営費	・団体を運営するための経費 ※人件費、家賃、水道光熱費、通信費（電話、インターネット）、 会議費（総会、役員会等）など
報酬・謝礼	・団体会員に対する報酬、謝礼など
食糧費	・事業実施に関わらない飲食代 ・団体の会員に対する謝礼的な飲食代 ・食糧費のみの申請
慶弔費	・祝儀、香典等の経費
その他	・本会会長が不相当と認める経費

【別紙2】 審査基準について

- ・審査基準は、次の6項目とする。
- ・審査方法は、事前審査において作成した申請事業内容一覧表（下記項目の点数評価とその他特記項目をまとめたもの）をもとに、審査委員が評価を行い決定する。

評価項目		説明	点数
1	目的の明確性	活動目的が明確になっているか 5W2H（いつ、どこで、だれが、なにを、なぜ、どのようにして、いくらで） 不明 → 明確	1～5
2	住民理解	事業の主旨・助成金額が、市民（寄付者）に理解、納得できるものであるか。募金を活用することが適当であるか。 不適 → 適当	1～5
3	公平性	活動の効果が市民（より多くの人）に還元されるものか 特定の個人への利益提供になっていないか 特定個人 → 小学校区、市内全域	1～5
4	有効性	地域の福祉課題解決につながる有効な活動であるか。 無効 → 有効	1～5
5	必要性	事業の対象となる市民からの必要性はあるか。 今後地域で当該事業が必要とされるか。 不要 → 必要	1～5
6	募金協力度	申請団体が共同募金運動へ協力しているか。 今後、協力してもらえるか 協力が見込めない → 十分協力	1～5

【別紙3】

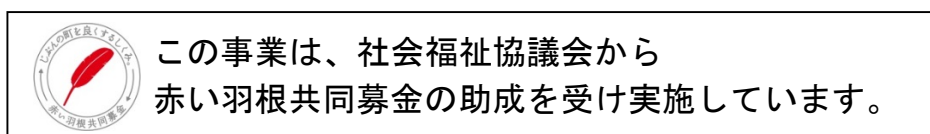
赤い羽根地域づくり応援助成事業の広報について

赤い羽根地域づくり応援助成金は、みなさまから寄せられた赤い羽根共同募金を活用した助成金です。事業を実施するにあたり、共同募金が身近な地域で使われていることを周知するため、次の①～③についてご協力をお願いいたします。

① 行事案内などの回覧物、当日資料などの配布物へPR文章の掲載

- ・ 行事開催案内、参加者募集チラシなどの配布、回覧物に助成金を受けた事業であることを記載し、主催団体会員、参加者などへ次のことを周知してください。

※チラシ記載例



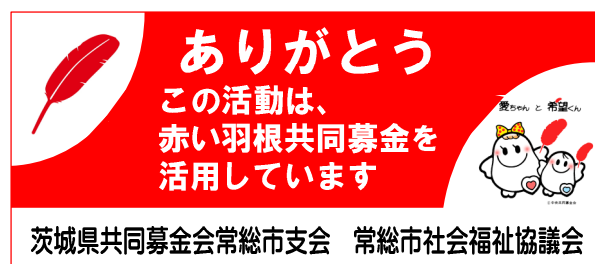
※団体会員、参加者への周知事項

- ・ 当助成金の原資は、地域の皆さまからご支援いただいた赤い羽根共同募金であり、募金はこのような行事を通じて、地域の福祉のために活用されています。

② PRシールの貼付

- ・ 助成金で購入した物品、参加者記念品などへPRシール貼付をお願いします。

※助成金活用の際に、必要な枚数を申し付けください。



③ PR資材の設置

・参加者に共同募金をPRするため、会場内にのぼり旗・ポスター・募金箱を設置してください。

※のぼり旗、募金箱等の受け渡しにご協力ください。

※行事实施時、のぼり旗、募金箱、ポスターを入れた写真を撮って事業報告の際に提出してください。



のぼり



募金箱



ポスター
(10月～12月のみ)

問い合わせ先

常総市社会福祉協議会

本所 水海道天満町 2472 TEL23-2233

支所 新石下 4365 TEL30-8789